

施設等での接種に向けた準備について

施設等での新型コロナワクチンの接種を実施する予定の障害者支援施設等は、次の通り準備を行ってください。

1 入所者・居住者等、従事者への説明・意向確認

入所者・居住者等（以下「入所者等」という。）に対し、新型コロナワクチンの接種について説明し、施設等で接種を受けるかの意向を確認してください。

説明は、必要に応じて別紙様式1「障害者支援施設等での新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」や、その他厚生労働省や本市等が作成した資料を使用する等して丁寧に行ってください。

2 「接種確認リスト」の作成

以下作成要領により「接種確認リスト」を作成し、被接種者を適切に管理してください。当該リストは以下作成要領の(13)まで入力した状態のものを令和3年4月30日（金）17時30分までに障害者支援課あて電子メールにて送付願います。なお、(14)については接種計画の完成後同様に送付願います。

●リストの作成要領

入所・居住者等個人単位で、以下の内容を入力してください。

- (1) 氏名（漢字）
- (2) 氏名（カナ）
- (3) 生年月日
- (4) 年齢（自動計算）
- (5) 利用者／従事者（プルダウンからの選択）
- (6) 接種希望の有無（プルダウンからの選択）

※接種希望の有無は、添付のリーフレットを活用いただくとともに、ご本人への意思確認が困難な場合は、家族やかかりつけ医（嘱託医を含む）、協力医療機関の協力を得ながら、本人の意思を確認すること。

※ワクチンの廃棄を生じさせない観点から、希望者数が原則6の倍数となるよう調整をお願いいたします（6の倍数にならない場合には「接種確認リスト」の提出後、本市新型コロナウイルス感染症対策室と調整の上対応等について別途ご連絡いたします）。

- (7) 接種順位（プルダウンから選択）**※今回は65歳以上の高齢者の方のみ入力願います。**

(1) 高齢者…65歳以上の方（生年月日が昭和32年4月1日以前の方）

(2) 基礎疾患を有する方…以下の[1]、[2]に該当する方（上記高齢者を除く）

[1]以下の病気や状態で、通院／入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気、2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）、3. 慢性の腎臓病、4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）、5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病、6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）、7. 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）、8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている、9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患、10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）、11. 染色体異常、12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）、13. 睡眠時無呼吸症候群、14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のために医療機関に入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）、15. 知的障害（療育手帳（愛護手帳）を所持している場合）

[2] 基準（BMI30 以上）を満たす肥満の方

(3)一般の方（→(1) (2)以外の方）

- (8) 施設または事業所が住民票所在地である（プルダウンからの選択）
※接種券が当該施設又は事業所等に直接送付される方を把握します。
- (9) 接種券の取り寄せ（プルダウンからの選択）
※（8）で×（住民票所在地が当該施設または事業所以外）を選択された方について、ご家族や後見人などの協力により、接種券が送付される住民票所在地から接種券の取り寄せが可能な方を把握します。
- (10) 住民票所在地（市区町村名）
※（9）で×（接種券の取り寄せが困難。例：単身、家族が高齢など）を選択された方については、本人または施設管理者が接種券の再発行を依頼する際に必要な住民票所在地（接種券発行依頼先市町村）の情報（市町村名）を確認し、入力します。（住民票所在地が把握できない場合は、「不明」と入力。）
- (11) 接種方法等（プルダウンからの選択）
※接種場所・接種方法は、平時の予防接種の接種形態を基本としつつ、入所・居住者ごとに、以下に示す方法から選択してください。

- ・市が設置する接種会場で接種 【施設外】
- ・かかりつけ医、協力医療機関等で接種 【施設外】
- ・嘱託医等による施設内接種が可能 【施設内】
- ・接種医師を確保し巡回接種が可能 【施設内】
- ・市による接種医の派遣調整を希望 【施設内】 ※1

※1 接種医が決まっていない施設等のうち、希望する施設等については、本市において、施設等での接種が可能な医師とのマッチングを行います。マッチングを希望した施設等に対しては、6月上旬までを目途に名

古屋市が接種医を紹介します。その後の調整につきましては、直接接種医と行ってください。

(注1) 施設等の嘱託医等が新型コロナワクチンの接種をすることができない場合でも、それ以外に施設等と日ごろから関係のある市内の医療機関等の医師に依頼する等、接種医の確保に努めていただくようお願いいたします。なお、市外の医療機関が嘱託医等である場合、本市からのワクチン配分の対象外となるため、医療機関に施設等への巡回接種をお願いいただくか、本市の接種スケジュールに合わせていただく場合には、上記のとおり日ごろから関係のある市内の医療機関等の医師に依頼いただく、または本市による接種医の派遣調整を選択いただくこととなります。

(注2) 新型コロナワクチンの接種が可能な医療機関は直接各医療機関にお尋ね願います。なお、厚生労働省の「新型コロナナビ (<https://v-sys.mhlw.go.jp/>)」でも検索が可能です(一部未掲載あり)。

(12) 左記の接種医療機関名 (任意)

(13) 左記の接種医療機関が所在する市区町村 (任意)

(14) 1回目・接種前後の確認項目以降は「5 接種医との日程調整・接種計画の作成」時点で入力。

3 接種券 (クーポン) 及び予診票の確認・管理等

接種日当日に、被接種者が確実に「接種券 (クーポン)」と記入した「予診票」を用意できるように、必要に応じて事前確認や、管理等 (※2) をしてください。

※2 管理等とは、主に次のようなことが想定されます。

- ・施設等以外に接種券等が届く場合に、その受取人に対し、送付・持参等を依頼。
- ・届いた接種券等について、紛失しないよう保管の補助 (入所者等の同意により施設等が預かることも差し支えありません)

<入所・居住している施設等以外の場所に住民票所在地がある方への対応>

接種券 (クーポン) 等は、本人の住民票所在地に送付されるため、受取人に対して、届いた「接種券 (クーポン)」と「予診票」を速やかに施設等に送付・持参するよう依頼してください。

(参考) 市内在住の65歳以上の方に対する接種券等の発送時期

対 象	発送日
75歳以上の方	4月19日 (月)
65歳以上74歳未満の方	4月22日 (木)

4 接種医の確保状況の再確認

2 (11) にあります通り、接種医の所属する医療機関に対し、新型コロナワクチンの接種が可能な医療機関(※3)として登録しているかご確認ください。

※3 医療機関が住民向け個別接種医療機関になるためには、その医療機関が新型コロナウイルス感染症対策室に対し、住民向け個別接種医療機関の登録をお申込みいただく必要があります。登録を希望するがまだ手続きを行っていない医療機関からの問合せ窓口は、名古屋市新型コロナウイルス感染症対策室ワクチン担当(電話番号:052-972-4389)です。

住民向け個別接種医療機関として登録を希望した医療機関に対しては、3月26日までに新型コロナウイルス感染症対策室が、登録についての案内を通知しております。なお、住民向け個別接種医療機関ではない医療機関は、自治体からワクチンの配分を受けることができないため、新型コロナワクチンを接種することはできませんので、あらかじめ嘱託医等にご確認ください。

5 接種医との日程調整・接種計画の作成

今回(令和3年4月30日期限)提出いただいた「障害者施設等の利用者等における接種確認リスト」に基づき、接種医との日程調整・接種計画の作成手順等について、本市から改めて連絡させていただきます。